

入札参加者各位

福岡県警察本部施設課

総合評価方式における低入札価格調査制度の改定について

平成31年4月から、すべての総合評価方式による一般競争入札において試行されている低入札価格調査制度について、品質・施工体制確保の観点から、下記のとおり制度が改定されました。入札参加の際はご注意ください。

1 改定内容

(1) 失格基準比較価格の算出式の改定

失格基準比較価格＝調査基準比較価格×0.99（千円未満切り上げ）
（失格基準価格＝失格基準比較価格×1.10）

失格基準比較価格を下回った価格で入札を行った場合、低入札価格調査を行わずに失格となりますのでご注意ください。

(2) 施工体制評価点の導入

評価値の算出において、従来の技術評価点に加え、品質確保の実効性や施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価点が新たに設定されました。配点は、加算点（満点）に応じて下表のとおりです。

評価値＝[技術評価点（標準点＋加算点）＋施工体制評価点]／[入札価格]

【施工体制評価点の配点】

加算点（満点）	施工体制評価点
30点	1. 2点
20点	1. 1点
10点	1. 0点

※ 施工体制評価点は、調査基準比較価格以上で入札した者に一律に加点します。

(3) 低入札価格調査票に新たな項目を追加

従来の調査項目に加え、新たに品質確保、安全管理計画、環境対策についての項目を追加し、より適切な施工計画・体制であることを確認します。

これらについて、詳細は各工事の入札公告等を参照してください。

2 適用時期

令和3年4月1日以降に公告される工事から適用